

令和 6 年 3 月
浜田市議会定例会議議案

令和 6 年 2 月 26 日

令和 6 年 3 月 浜田市議会定例会議付議事件

議 案

- 議案第 3 号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 浜田市子育て世代包括支援センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15 号 浜田市漁港管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 16 号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 浜田市水道給水条例及び浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18 号 市道路線の認定について（周布 118 号線）
- 議案第 19 号 令和 5 年度浜田市一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第 20 号 令和 5 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 21 号 令和 5 年度浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 22 号 令和 5 年度浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 23 号 令和 5 年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 24 号 令和 6 年度浜田市一般会計予算

- 議案第 25 号 令和 6 年度浜田市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 26 号 令和 6 年度浜田市駐車場事業特別会計予算
- 議案第 27 号 令和 6 年度浜田市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 28 号 令和 6 年度浜田市水道事業会計予算
- 議案第 29 号 令和 6 年度浜田市工業用水道事業会計予算
- 議案第 30 号 令和 6 年度浜田市下水道事業会計予算
- 同意第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報 告

- 報告第 1 号 専決処分の報告について（市道日脚治和線（周布橋）既設橋梁撤去工事（その 2））

議案第 3 号

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(浜田市監査委員条例の一部改正)

第1条 浜田市監査委員条例（平成17年浜田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(浜田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 浜田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年浜田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

(浜田市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 浜田市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年浜田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(浜田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 浜田市水道事業の設置等に関する条例（平成17年浜田市条例第260号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(浜田市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 浜田市工業用水道事業の設置等に関する条例（平成17年浜田市条例第262号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 4 号

浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例について

浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市生活路線バス条例の一部を改正する条例

浜田市生活路線バス条例（平成 19 年浜田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「規則で定める」を「市長が別に定め、これを公表するものとする」に改める。

別表第 1 浜田路線の部に次のように加える。

有福線	はまだお魚市場入口から浜田駅 を經由する有福温泉までの間	毎日
-----	---------------------------------	----

別表第 1 金城路線の部を次のように改める。

金城路線	金城線	大元集会所から浄光寺を經由 する七条までの間	月曜日から 土曜日まで
------	-----	---------------------------	----------------

別表第 1 三隅路線の部循環線の款右回り線の項中「三保三隅駅まで」を「三隅支所まで」に改め、同款左回り線の項中「三保三隅駅から」を「三隅支所から」に改め、「及び三隅支所」を削る。

別表第 2 浜田路線の項を次のように改める。

浜田路線	櫛田原線	200 円
	有福線	区間に応じて、200 円、400 円、 600 円又は 800 円のいずれか規 則で定める額

別表第 3 普通定期乗車券の項に次のように加える。

使用料が 800 円の区間	28,800 円	82,080 円	155,520 円
---------------	----------	----------	-----------

別表第 3 通学定期乗車券の項に次のように加える。

使用料が 800 円の区間	24,000 円	68,400 円	129,600 円
---------------	----------	----------	-----------

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
（準備行為）
- この条例による改正後の浜田市生活路線バス条例別表第 1 から別表第 3 までの規定に係る同条例第 3 条第 1 項第 2 号に規定する回数乗車券使用運賃及び同項第 3 号に規定する定期乗車券使用運賃の徴収その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 5 号

浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 27 年浜田市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 165」を「100 分の 170」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 15」を「100 分の 40」に、「100 分の 165」を「100 分の 170」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

浜田市長等の給与に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 15」を「100 分の 40」に、「100 分の 165」を「100 分の 170」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年浜田市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 14 条第 1 項後段を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（常時勤務会計年度任用職員の勤勉手当）

第 14 条の 2 給与条例第 29 条の規定は、任期の定めが 6 月以上の常時勤務会計年度任用職員について準用する。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項に規定する任期の定めが 6 月以上の常時勤務会計年度任用職員に支給する勤勉手当について準用する。

第 17 条第 1 項中「100 円未満の端数があるときは、これを四捨五入して」を「1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てて」に改め、同条第 2 項中「10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入して」を「1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てて」に改め、同条第 3 項中「四捨五入して」を「切り捨てて」に改める。

第 23 条第 1 項中「この条」の次に「及び次条」を加え、「第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 130」と、同条」を削り、「合計額」とあるのは」の次に「、」を加え、「以前 6 月以内の短時間勤務会計年度任用職員としての在職期間における報酬」を「において、月額により報酬が定められている会計年度任用職員にあつては報酬の月額とし、日額又は時間額で報酬が定められている会計年度任用職員にあつては当該職員の受ける報酬」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当）

第 23 条の 2 給与条例第 29 条の規定は、任期の定めが 6 月以上の短時間勤務会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第 3 項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日現在において、月額により報酬が定められている会計年度任用職員にあつては報酬の月額とし、日額又は時間額で報酬が定められている会計年度任用職員にあつては当該職員の受ける報酬（常時勤務会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する任期の定めが6月以上の短時間勤務会計年度任用職員に支給する勤勉手当について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 浜田市職員の育児休業等に関する条例(平成17年浜田市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を削る。

第8条中「職員(」の次に「地方公務員法第22条の2第1項に規定する」を加える。

議案第 9 号

浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

浜田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市手数料条例の一部を改正する条例

浜田市手数料条例（平成 17 年浜田市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 53 号から第 56 号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第 57 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同条第 58 号から第 62 号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第 9 第 2 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第 11 第 1 項第 1 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 1 項」に改め、同号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

別表第 17 及び別表第 19 第 1 項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 10 号

浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

浜田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市手数料条例の一部を改正する条例

浜田市手数料条例（平成 17 年浜田市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

別表第 20 第 3 項第 5 号ア中「118 万円」を「145 万円」に改め、同号イ中「141 万円」を「172 万円」に改め、同号ウ中「159 万円」を「192 万円」に改め、同号エ中「195 万円」を「236 万円」に改め、同号オ中「227 万円」を「274 万円」に改め、同号カ中「455 万円」を「564 万円」に改め、同号キ中「582 万円」を「724 万円」に改め、同号ク中「707 万円」を「879 万円」に改める。

別表第 22 第 1 項第 2 号中「をいう。」の次に「以下この号、」を加え、同号ア及びイを次のように改める。

ア 当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 1 項の許可を受けた者	1 件	6,000 円
イ ア以外の者		
（ア） 処理容積が 1,000 万立方メートル以上の設備	1 件	9 万 1,000 円
（イ） 処理容積が 500 万立方メートル以上 1,000 万立方メートル未満の設備	1 件	7 万 5,000 円
（ウ） 処理容積が 100 万立方メートル以上 500 万立方メートル未満の設備	1 件	6 万円
（エ） 処理容積が 50 万立方メートル以上 100 万立方メートル未満の設備	1 件	4 万 4,000 円
（オ） 処理容積が 10 万立方メートル以上 50 万立方メートル未満の設備	1 件	2 万 7,000 円
（カ） 処理容積が 2 万 5,000 立方メートル以上 10 万立方メートル未満の設備	1 件	2 万 1,000 円
（キ） 処理容積が 5,000 立方メートル以上 2 万 5,000 立方メートル未満の設備	1 件	1 万 6,000 円
（ク） 処理容積が 1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満の設備	1 件	1 万 3,000 円
（ケ） 処理容積が 200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満の設備	1 件	1 万 1,000 円

(コ) 処理容積が 100 立方メートル以上 200 立方メートル未満の設備	1 件	7,400 円
---	-----	---------

別表第 22 第 1 項第 2 号ウからコまでを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の浜田市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、同日前に受け付けた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 11 号

浜田市子育て世代包括支援センター条例の一部を改正する条例について

浜田市子育て世代包括支援センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市子育て世代包括支援センター条例の一部を改正する条例

浜田市子育て世代包括支援センター条例（令和 3 年浜田市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条第 1 項に規定する母子健康包括支援センターとして」を削る。

第 2 条第 2 号中「第 22 条第 2 項各号」を「(昭和 40 年法律第 141 号) 第 22 条第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 12 号

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年浜田市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第 53 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 23 条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 13 号

浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり
条例の一部を改正する条例について

浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり
条例の一部を改正する条例

浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例（平成 30 年浜田市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「市」の次に「及び事業者」を加え、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 14 号

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

浜田市国民健康保険条例（平成 17 年浜田市条例第 151 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」及び「の合算額」を削り、同号イ中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改め、「島根県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに島根県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第 2 号イ中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第 15 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第 16 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 18 条の見出し及び同条第 1 項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第 2 号及び第 3 号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 18 条の 2 から第 18 条の 5 の 2 までを次のように改める。

第 18 条の 2 から第 18 条の 5 の 2 まで 削除

第 18 条の 6 中「又は第 18 条の 2」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 15 条の基礎賦課額と第 18 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 21 条及び第 22 条第 1 項において同じ。)」を削る。

第 18 条の 6 の 2 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 号中「であって、島根県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第 2 号ア中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改め、同号イ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」を削る。

第 18 条の 6 の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第 18 条の 6 の 4 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 18 条の 6 の 6 の見出し及び同条第 1 項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第 1 号、第 2 号及び第 3 号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 18 条の 6 の 7 から第 18 条の 6 の 11 までを次のように改める。

第 18 条の 6 の 7 から第 18 条の 6 の 11 まで 削除

第 18 条の 6 の 12 中「又は第 18 条の 6 の 7」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 18 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 18 条の 6 の 7 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 21 条及び第 22 条第 1 項において同じ。)」を削り、「22 万円」を「24 万円」に改める。

第 18 条の 7 第 2 号ア中「附則第 22 条」を「附則第 7 条」に改め、同号イ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」を削る。

第 21 条第 1 項中「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」、「第 18 条の 2」及び「若しくは第 18 条の 6 の 7」を削り、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を加え、「若しくは第 18 条の 5」を削り、同条第 2 項中「、第 18 条の 2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第 18 条の 6 の 7」及び「若しくは第 18 条の 5」を削る。

第 22 条第 1 項中「又は第 18 条の 2」を削り、同項第 2 号中「29 万円」を「29 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「53 万 5,000 円」を「54 万 5,000

円」に改め、同条第3項中「又は第18条の2」及び「又は第18条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に、「とする」を「と読み替えるものとする」に改め、同条第4項中「又は第18条の2」を削り、「とする」を「と読み替えるものとする」に改める。

第22条の3第1項中「又は第18条の5」を削り、同条第3項中「又は第18条の5」、「又は第18条の6の10」及び「、「第18条第2項」とあるのは「第18条の6の6第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第18条の5」を削り、同条第6項中「又は第18条の5」、「又は第18条の6の10」及び「、「第18条第2項」とあるのは「第18条の6の6第2項」と」を削る。

第22条の4第1項中「又は第18条の2」を削り、同条第3項中「又は第18条の2」及び「又は第18条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第18条の2」を削り、同条第7項中「又は第18条の2」及び「又は第18条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「又は第18条の2」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の浜田市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 15 号

浜田市漁港管理条例の一部を改正する条例について

浜田市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市漁港管理条例の一部を改正する条例

浜田市漁港管理条例（平成 17 年浜田市条例第 201 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第 14 条第 1 項本文中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の次に「又は法第 43 条第 4 項に規定する認定計画実施者（法第 44 条第 1 項に規定する認定計画において法第 42 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第 50 条第 1 項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、同項ただし書中「同条第 4 項」を「法第 39 条第 4 項」に改める。

第 16 条第 1 項中「船舶は、」を「市長は、船舶が」に、「速やかに市長に届け出なければならない」を「、規則で定めるところにより、入港届又は出港届を提出させることができる」に改め、同項ただし書及び同条第 2 項を削る。

第 19 条第 5 号中「、第 12 条第 1 項又は第 16 条」を「又は第 12 条第 1 項」に、「第 46 条第 4 号」を「第 72 条第 3 号」に改める。

別表第 2 中「給油施設」を「燃料供給施設、増殖及び養殖用施設、畜養施設」に改め、「加工場」の次に「、直売所」を加える。

別表第 3 2 占用料の表漁港区域内の水域の項中「水産物増養殖施設」の次に「又は畜養施設」を加え、同表備考 2 及び備考 3 中「水産物増養殖施設」の次に「又は畜養施設」を、「について」の次に「、」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 16 号

浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について

浜田市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市営住宅条例の一部を改正する条例

浜田市営住宅条例（平成 17 年浜田市条例第 247 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項第 8 号イ中「第 10 条第 1 項」の次に「又は第 10 条の 2」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

浜田市水道給水条例及び浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市水道給水条例及び浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市水道給水条例及び浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(浜田市水道給水条例の一部改正)

第1条 浜田市水道給水条例（平成29年浜田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第37条第2項及び第45条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 浜田市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年浜田市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 18 号

市道路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

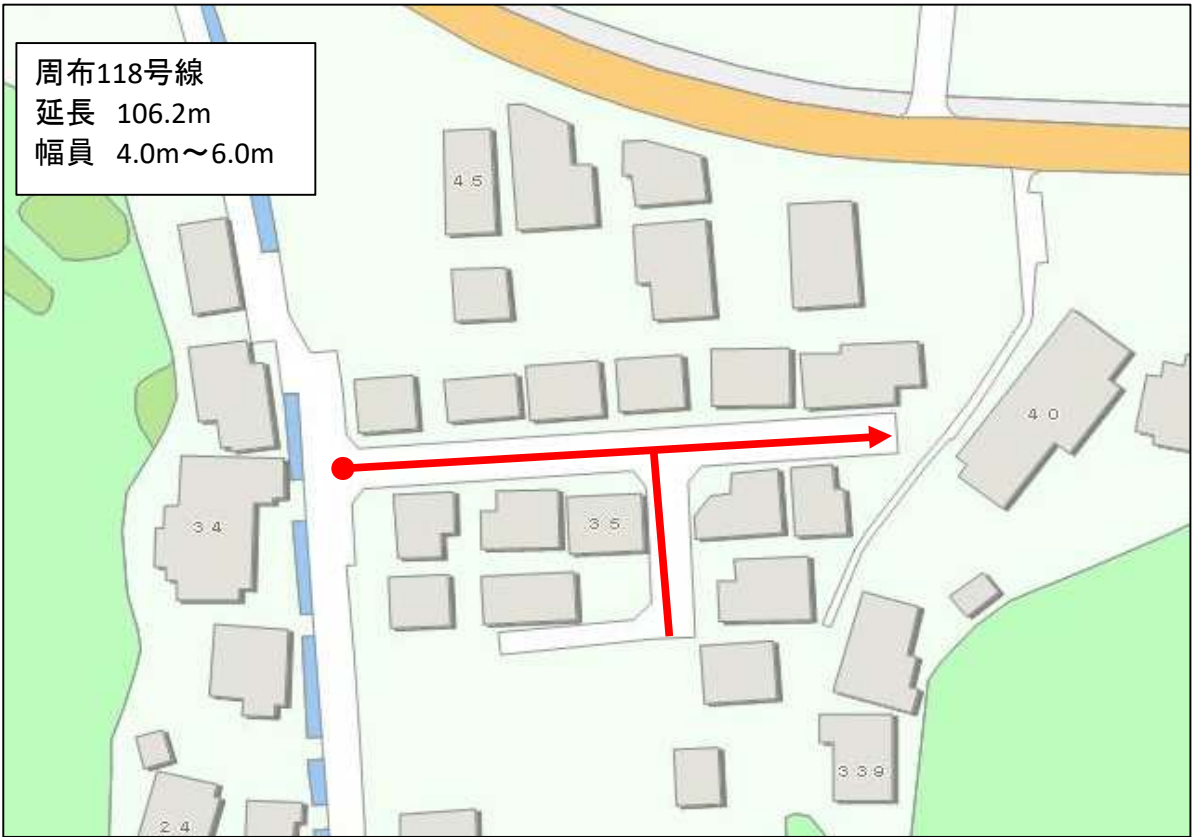
令和 6 年 2 月 26 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認 定



詳細図



令和 5 年度

浜田市一般会計補正予算 (第 9 号)

令和 5 年度 浜田市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 5 年度浜田市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 499,345 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,276,093 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1市	税	9,624,304	174,825	9,799,129
	1市民税	2,805,421	138,000	2,943,421
	2固定資産税	6,233,434	27,412	6,260,846
	4市たばこ税	363,013	9,413	372,426
11地方交付税		10,698,691	170,410	10,869,101
	1地方交付税	10,698,691	170,410	10,869,101
13分担金及び負担金		228,962	△5,368	223,594
	1分担金	13,169	△1,195	11,974
	2負担金	215,793	△4,173	211,620
14使用料及び手数料		511,721	△2,305	509,416
	1使用料	331,591	△405	331,186
	2手数料	180,130	△1,900	178,230
15国庫支出金		6,178,386	△280,003	5,898,383
	1国庫負担金	3,716,489	△145,914	3,570,575
	2国庫補助金	2,450,242	△134,089	2,316,153
16県支出金		2,948,371	△143,226	2,805,145
	1県負担金	1,651,595	△3,885	1,647,710
	2県補助金	1,174,542	△135,138	1,039,404
	3県委託金	122,234	△4,203	118,031
17財産収入		420,285	△58,288	361,997
	2財産売払収入	315,561	△58,288	257,273
18寄附金		1,019,067	201,000	1,220,067
	1寄附金	1,019,067	201,000	1,220,067
19繰入金		2,236,042	△534,619	1,701,423
	1基金繰入金	2,236,042	△534,619	1,701,423

款	項	補正前の額	補正額	計
21 諸 収 入		1,208,585	165,529	1,374,114
	1 延滞金・加算金及び過料	5,001	△2,300	2,701
	3 貸付金元利収入	113,233	100	113,333
	4 受託事業収入	284,489	△17,465	267,024
	5 雑 入	805,834	185,194	991,028
22 市 債		2,531,231	△187,300	2,343,931
	1 市 債	2,531,231	△187,300	2,343,931
歳 入 合 計		40,775,438	△499,345	40,276,093

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		229,762	△1,323	228,439
	1 議 会 費	229,762	△1,323	228,439
2 総 務 費		7,087,092	640,714	7,727,806
	1 総 務 管 理 費	6,472,113	646,808	7,118,921
	2 徴 税 費	333,843	△1,590	332,253
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	186,420	△301	186,119
	4 選 挙 費	48,012	△2,858	45,154
	5 統 計 調 査 費	21,657	△1,345	20,312
3 民 生 費		12,685,993	△314,280	12,371,713
	1 社 会 福 祉 費	7,455,144	△79,497	7,375,647
	2 児 童 福 祉 費	4,422,275	△135,150	4,287,125
	3 生 活 保 護 費	808,573	△99,633	708,940
4 衛 生 費		3,253,355	△212,860	3,040,495
	1 保 健 衛 生 費	1,873,769	△125,536	1,748,233
	2 清 掃 費	1,379,586	△87,324	1,292,262
6 農 林 水 産 業 費		1,936,445	△163,176	1,773,269
	1 農 業 費	1,455,834	△101,961	1,353,873
	2 林 業 費	198,566	△26,010	172,556
	3 水 産 業 費	282,045	△35,205	246,840
7 商 工 費		1,057,386	△122,346	935,040
	1 商 工 費	1,057,386	△122,346	935,040
8 土 木 費		3,443,970	△73,983	3,369,987
	1 土 木 管 理 費	837,494	△52,650	784,844
	2 道 路 橋 梁 費	1,612,838	467	1,613,305
	3 河 川 費	123,000	△2,327	120,673

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 都 市 計 画 費	634,733	△19,473	615,260
9 消 防 費		1,715,402	△170,786	1,544,616
	1 消 防 費	1,715,402	△170,786	1,544,616
10 教 育 費		3,263,045	△78,029	3,185,016
	1 教 育 総 務 費	1,160,378	△61,847	1,098,531
	2 小 学 校 費	243,855	△2,825	241,030
	3 中 学 校 費	137,943	△2,500	135,443
	5 社 会 教 育 費	705,788	△1,918	703,870
	6 保 健 体 育 費	677,743	△8,939	668,804
11 災 害 復 旧 費		108,377	△2,176	106,201
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	40,000	△2,176	37,824
12 公 債 費		5,926,411	△1,100	5,925,311
	1 公 債 費	5,926,411	△1,100	5,925,311
歳 出	合 計	40,775,438	△499,345	40,276,093

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
02 総務費	01 総務管理費	C A T V 電柱支障移転経費	17,853
03 民生費	01 社会福祉費	介護施設整備支援事業	44,826
03 民生費	02 児童福祉費	子ども・子育て支援事業計画策定事業	3,630
04 衛生費	01 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	2,633
06 農林水産業費	01 農業費	農業水路等長寿命化防災減災事業	35,400
08 土木費	02 道路橋梁費	白砂 1 号線改良事業	4,150
08 土木費	02 道路橋梁費	戸地線改良事業	20,125
08 土木費	02 道路橋梁費	浜田駅周辺整備事業	150,000
08 土木費	02 道路橋梁費	道路ストック災害防除事業	14,000
08 土木費	02 道路橋梁費	井野 37 号線道路改良事業	9,000
08 土木費	02 道路橋梁費	歩道整備事業	2,000
08 土木費	02 道路橋梁費	周布橋整備事業	335,000
08 土木費	02 道路橋梁費	谷口橋整備事業	21,500
10 教育費	03 中学校費	旭中学校防音対策事業	6,034
11 災害復旧費	01 農林水産業施設災害復旧費	5 年農地災害復旧費	3,084
11 災害復旧費	01 農林水産業施設災害復旧費	5 年農業用施設災害復旧費	5,243
11 災害復旧費	01 農林水産業施設災害復旧費	5 年林業施設災害復旧費	16,090

(変更)

款	項	事業名	補正前額	補正後額
02 総務費	03 戸籍住民基本台帳費	戸籍等システム改修経費	21,346	24,217

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
羽田発着枠政策コンテストに係る萩・石見空港利用拡大促進協議会に対する損失補償	令和 7 年 度	千円 10,650

第 4 表 地方債補正

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
防 災 施 設 整 備 事 業	千円 129,500	千円 127,200
過 疎 地 域 持 続 的 発 展 特 別 事 業	173,500	225,800
福 祉 施 設 整 備 事 業	63,900	61,900
一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 整 備 事 業	127,300	125,700
土 地 改 良 事 業	49,000	50,700
観 光 施 設 整 備 事 業	46,100	27,400
道 路 橋 梁 整 備 事 業	457,800	438,100
自 然 災 害 防 止 事 業	97,700	95,600
公 園 整 備 事 業	18,400	4,700
消 防 防 災 施 設 整 備 事 業	427,000	262,900
教 育 施 設 整 備 事 業	250,900	232,000
災 害 復 旧 事 業	104,100	105,900

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	9,624,304	174,825	9,799,129
11 地方交付税	10,698,691	170,410	10,869,101
13 分担金及び負担金	228,962	△5,368	223,594
14 使用料及び手数料	511,721	△2,305	509,416
15 国庫支出金	6,178,386	△280,003	5,898,383
16 県支出金	2,948,371	△143,226	2,805,145
17 財産収入	420,285	△58,288	361,997
18 寄附金	1,019,067	201,000	1,220,067
19 繰入金	2,236,042	△534,619	1,701,423
21 諸収入	1,208,585	165,529	1,374,114
22 市債	2,531,231	△187,300	2,343,931
歳入合計	40,775,438	△499,345	40,276,093

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1議 会 費	229,762	△1,323	228,439				△1,323
2総 務 費	7,087,092	640,714	7,727,806	△26,164	3,600	139,242	524,036
3民 生 費	12,685,993	△314,280	12,371,713	△118,955	5,200	△68,258	△132,267
4衛 生 費	3,253,355	△212,860	3,040,495	△109,210	42,500	△620	△145,530
6農 林 水 産 業 費	1,936,445	△163,176	1,773,269	△66,048	△5,300	△39,225	△52,603
7商 工 費	1,057,386	△122,346	935,040	△51,937	△23,600	△12,311	△34,498
8土 木 費	3,443,970	△73,983	3,369,987	△50,890	△33,400	△3,109	13,416
9消 防 費	1,715,402	△170,786	1,544,616		△164,100		△6,686
10教 育 費	3,263,045	△78,029	3,185,016	△4,881	△18,900	△40,441	△13,807
11災 害 復 旧 費	108,377	△2,176	106,201	6,021	1,800	△218	△9,779
12公 債 費	5,926,411	△1,100	5,925,311				△1,100
歳 出 合 計	40,775,438	△499,345	40,276,093	△422,064	△192,200	△24,940	139,859

2 歳 入

1 市 税 (1 市 民 税)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市 税	9,624,304	174,825	9,799,129
1 市 民 税	2,805,421	138,000	2,943,421
1 個 人	2,267,520	10,000	2,277,520
2 法 人	537,901	128,000	665,901
2 固定資産税	6,233,434	27,412	6,260,846
1 固定資産税	6,167,768	26,000	6,193,768
2 国有資産等所在市町村交付金	65,666	1,412	67,078
4 市たばこ税	363,013	9,413	372,426
1 市たばこ税	363,013	9,413	372,426
11 地方交付税	10,698,691	170,410	10,869,101
1 地方交付税	10,698,691	170,410	10,869,101
1 地方交付税	10,698,691	170,410	10,869,101
13 分担金及び負担金	228,962	△5,368	223,594
1 分 担 金	13,169	△1,195	11,974
2 農林水産業費分担金	5,901	△977	4,924
4 災害復旧費分担金	386	△218	168
2 負 担 金	215,793	△4,173	211,620
1 民生費負担金	206,403	△4,173	202,230

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
1	現年課税分	10,000	現年課税分	10,000
1	現年課税分	128,000	現年課税分	128,000
1	現年課税分	26,000	現年課税分	26,000
1	現年課税分	1,412	現年課税分	1,412
1	現年課税分	9,413	現年課税分	9,413
1	地方交付税	170,410	普通交付税	170,410
1	農業費分担金	△522	中山間地域総合整備事業受益者分担金 農地有効利用支援整備分担金	528 △1,050
2	林業費分担金	△455	林地崩壊防止事業分担金	△455
1	災害復旧費分担金	△218	5年農地災害復旧費分担金	△218

13 分担金及び負担金 (2 負 担 金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14 使用料及び手数料	511,721	△2,305	509,416
1 使 用 料	331,591	△405	331,186
4 農林水産業使用料	2,653	△405	2,248
2 手 数 料	180,130	△1,900	178,230
1 総務手数料	28,434	△1,900	26,534
15 国庫支出金	6,178,386	△280,003	5,898,383
1 国庫負担金	3,716,489	△145,914	3,570,575
1 民生費国庫負担金	3,382,494	△86,654	3,295,840
2 衛生費国庫負担金	104,916	△59,260	45,656
2 国庫補助金	2,450,242	△134,089	2,316,153
1 総務費国庫補助金	1,312,208	△21,494	1,290,714
2 民生費国庫補助金	331,413	△14,544	316,869

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
2	児童福祉費負担金	△4,173	放課後児童クラブ自己負担金 △4,173
2	農業使用料	△405	実践研修生滞在施設使用料 △405
2	徴税手数料	△1,900	証明手数料 △1,900
1	社会福祉費負担金	12,174	特別障がい者手当等給付費 障がい児通所給付費 △5,717 17,891
2	児童福祉費負担金	△2,979	母子生活支援施設措置費 △2,979
3	児童扶養手当負担金	△7,288	児童扶養手当給付費交付金 △7,288
4	児童手当負担金	△13,836	児童手当負担金 △13,836
5	生活保護費負担金	△74,725	生活保護費 △74,725
1	保健衛生費負担金	△59,260	新型コロナウイルスワクチン接種事業費 △59,260
1	総務管理費補助金	△23,091	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 △7,573 特定地域づくり事業推進交付金 △1,221 地域少子化対策重点推進交付金 △12,500 デジタル基盤改革支援事業費 △1,797
2	戸籍住民基本台帳費補助金	1,597	個人番号カード交付事務費 △1,274 社会保障・税番号制度システム整備事業費 2,871

15 国庫支出金 (2 国庫補助金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 衛生費国庫補助金	105,456	△47,840	57,616
4 土木費国庫補助金	612,855	△40,102	572,753
5 教育費国庫補助金	38,288	1,950	40,238
7 商工費国庫補助金	50,022	△12,059	37,963
16 県支出金	2,948,371	△143,226	2,805,145
1 県負担金	1,651,595	△3,885	1,647,710
1 民生費県負担金	1,483,376	△3,885	1,479,491
2 県補助金	1,174,542	△135,138	1,039,404
1 総務費県補助金	48,543	△2,543	46,000

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
2	児童福祉費補助金	△11,383	子ども・子育て支援交付金 1,403 保育対策総合支援事業費 △12,786
3	母子福祉費補助金	△3,161	母子家庭自立支援給付金事業費 △3,161
1	保健衛生費補助金	△47,840	緊急風しん抗体検査等事業費 △394 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 △41,903 合併処理浄化槽設置整備事業費 △5,543
1	道路橋梁費補助金	△13,237	社会資本整備総合交付金 △13,044 道路メンテナンス事業費 △2,236 道路交通安全施設等整備事業費 2,043
2	住宅費補助金	△26,865	社会資本整備総合交付金 △2,660 空き家対策総合支援事業費 △4,500 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業費 △19,705
1	学校教育振興費補助金	2,500	へき地児童生徒援助費 2,500
2	学校施設整備費補助金	△550	学校施設整備事業費 △550
1	商工費補助金	△12,059	地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業費 △12,059
1	社会福祉費負担金	7,885	後期高齢者医療保険基盤安定事業費 △1,060 障がい児通所給付費 8,945
2	児童福祉費負担金	△1,489	母子生活支援施設措置費 △1,489
3	児童手当負担金	△3,074	児童手当負担金 △3,074
4	生活保護費負担金	△7,207	生活保護費 △7,207
1	総務管理費補助金	△2,543	島根県生活交通確保対策交付金 △2,121

16 県支出金 (2 県補助金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 民生費県補助金	321, 225	△13, 076	308, 149
3 衛生費県補助金	56, 779	△1, 078	55, 701
4 農林水産業費県補助金	542, 444	△67, 213	475, 231
5 商工費県補助金	106, 338	△39, 630	66, 708

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
			「小さな拠点づくり」生活機能維持・確保推進事業費 △422
1	社会福祉費補助金	△8,306	福祉医療費 △8,306
2	児童福祉費補助金	△4,770	子ども・子育て支援交付金 1,403 しまねすくすく子育て支援事業交付金 △1,340 保育対策総合支援事業費 △3,375 島根県子どもの居場所創出支援事業 △700 出産・子育て応援交付金事業費 △758
1	保健衛生費補助金	△1,078	地域医療教育推進事業費 △840 太陽光発電等導入支援事業費 △238
1	農業費補助金	△49,964	中山間地域等直接支払交付金 △7,234 中山間地域等直接支払推進事業費 △43 半農半X就農前研修経費助成事業費 △1,440 半農半X定住定着助成事業費 △720 有害鳥獣緊急対策事業費 △4,985 多面的機能支払交付金 △9,927 機構集積協力金 △3,400 農業人材力強化総合支援事業費 △1,500 担い手集積支援金 △1,914 産地創生事業費 △1,675 担い手経営発展支援事業費 △2,660 ハウス等整備支援事業費 △7,085 新規就農者経営発展支援事業費 △5,478 水田園芸・有機農業地域研修受入経営体助成事業費 △1,080 有機JAS認証拡大支援事業費 △350 農業経営高度化支援事業費 312 有害鳥獣被害対策事業費 965 農地有効利用支援整備事業費 △1,750
2	林業費補助金	△3,438	森林整備地域活動支援交付金 △1,072 合板・製材生産強化対策事業費 77 災害被害森林復旧対策事業費 472 造林事業費 △1,215 林地崩壊防止事業費 △1,700
3	水産業費補助金	△13,811	浜田地域水産業構造改革交付金 △7,925 浜田地区水産振興対策事業費 △1,165 水産業競争力強化漁船導入促進事業費 △4,721
1	商工費補助金	△39,630	地域商業活性化支援事業費 △965

16 県支出金 (2 県補助金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 土木費県補助金	30,448	△10,788	19,660
7 教育費県補助金	52,340	△6,831	45,509
8 災害復旧費県補助金	16,425	6,021	22,446
3 県委託金	122,234	△4,203	118,031
1 総務費県委託金	115,375	△4,203	111,172
17 財産収入	420,285	△58,288	361,997
2 財産売払収入	315,561	△58,288	257,273
1 不動産売払収入	285,356	△58,288	227,068
18 寄 附 金	1,019,067	201,000	1,220,067
1 寄 附 金	1,019,067	201,000	1,220,067
1 総務費寄附金	1,013,000	201,000	1,214,000
19 繰 入 金	2,236,042	△534,619	1,701,423
1 基金繰入金	2,236,042	△534,619	1,701,423

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
			地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業費 △38,665
1	土木管理費補助金	△10,788	木造住宅耐震改修等事業費 △330 ブロック塀等撤去費助成事業費 △250 耐震対策緊急促進事業費 △8,333 老朽危険空き家除去支援事業費 △1,875
1	教育総務費補助金	△5,491	緊急校務支援員配置事業費 △5,491
2	社会教育費補助金	△1,340	結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業費 △1,155 ふるさと教育推進事業交付金 △185
1	災害復旧費県補助金	6,021	5年農地災害復旧費 2,715 5年農業用施設災害復旧費 953 5年林業施設災害復旧費 2,353
4	選挙費委託金	△2,858	県知事・県議選挙執行委託費 △2,858
5	統計調査費委託金	△1,345	基幹統計調査委託費 △1,345
1	土地売払収入	△50,160	土地売払収入 △50,160
2	その他不動産売払収入	△8,128	間伐材売払収入 △8,128
1	総務管理費寄附金	201,000	ふるさと寄附金 200,000 企業版ふるさと寄附金 1,000

19 繰入金（1 基金繰入金）

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	198,196	△198,196	0
2 減債基金繰入金	855,470	△204,734	650,736
3 市有財産有効活用推進基金繰入金	49,718	△19,264	30,454
5 公共施設長寿命化等推進基金繰入金	186,936	△2,169	184,767
6 まちづくり振興基金繰入金	149,519	△3,283	146,236
7 ふるさと応援基金繰入金	754,144	△102,178	651,966
8 電源立地促進対策交付金事業修繕、維持補修基金繰入金	13,151	△135	13,016
11 奨学基金繰入金	9,444	△4,660	4,784
21 諸 収 入	1,208,585	165,529	1,374,114
1 延滞金・加算金及び過料	5,001	△2,300	2,701
1 延 滞 金	5,000	△2,300	2,700
3 貸付金元利収入	113,233	100	113,333
1 貸付金元利収入	113,233	100	113,333
4 受託事業収入	284,489	△17,465	267,024
1 民生費受託事業収入	226,587	△10,019	216,568

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	財政調整基金繰入金	△198,196	財政調整基金繰入金 △198,196
1	減債基金繰入金	△204,734	減債基金繰入金 △204,734
1	市有財産有効活用推進基金繰入金	△19,264	市有財産有効活用推進基金繰入金 △19,264
1	公共施設長寿命化等推進基金繰入金	△2,169	公共施設長寿命化等推進基金繰入金 △2,169
1	まちづくり振興基金繰入金	△3,283	まちづくり振興基金繰入金 △3,283
1	ふるさと応援基金繰入金	△102,178	ふるさと応援基金繰入金 △102,178
1	電源立地促進対策交付金事業修繕、維持補修基金繰入金	△135	電源立地促進対策交付金事業修繕、維持補修基金繰入金 △135
1	奨学基金繰入金	△4,660	奨学基金繰入金 △4,660
1	延滞金	△2,300	延滞金 △2,300
7	教育費貸付金元利収入	100	浜田市奨学資金貸付金元金収入 100
1	社会福祉費受託収入	△10,019	後期高齢者健康診査受託料 △10,019

21 諸 収 入 (4 受託事業収入)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 農林水産業費受託事業収入	24,058	△6,282	17,776
4 土木費受託事業収入	16,420	△1,164	15,256
5 雑 入	805,834	185,194	991,028
3 雑 入	805,257	185,194	990,451
22 市 債	2,531,231	△187,300	2,343,931
1 市 債	2,531,231	△187,300	2,343,931
1 総 務 債	621,600	3,600	625,200
2 民 生 債	63,900	5,200	69,100

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
1	農業費受託事業収入	3,050	農地中間管理機構関連農地整備事業換地業務委託費	3,050
2	林業費受託事業収入	△9,332	県林業公社造林事業費 広域基幹林道事業費	△6,332 △3,000
2	河川費受託事業収入	△1,164	河川浄化事業費	△1,164
2	高額療養費収入	△10,960	福祉医療高額療養費（国保分） 福祉医療高額療養費（社保分）	△6,404 △4,556
7	総務費雑入	68	人事雑入 職員研修費 管財雑入 コミュニティ助成事業費 電柱移転補償費 高齢者乗車券収入 政策企画雑入 浜田地区広域行政組合負担金返還金	△636 △997 3,286 △1,000 17,473 △11,836 △8,607 2,385
8	民生費雑入	5,284	浜田地区広域行政組合負担金返還金 浜田八重可部線（今市2工区）移転補償事業費	38,179 △32,895
9	衛生費雑入	15,922	鉄くず等売払収入 浜田地区広域行政組合負担金返還金	2,000 13,922
10	農林水産業費雑入	△4,320	ふるさと島根定住財団助成金	△4,320
12	土木費雑入	179,200	残土処理事業費	179,200
1	総務管理債	3,600	交通確保対策事業費 まちづくり総合交付金事業費 防災拠点整備事業費 結婚新生活支援事業費	1,200 △8,300 △2,300 13,000
1	社会福祉債	△2,000	福祉施設整備事業費	△2,000

22 市 債 (1 市 債)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 衛 生 債	213,200	42,500	255,700
4 農林水産業債	88,000	△400	87,600
5 商 工 債	97,700	△23,600	74,100
6 土 木 債	568,300	△33,400	534,900
7 消 防 債	427,000	△164,100	262,900
8 教 育 債	250,900	△18,900	232,000
9 災 害 復 旧 債	104,100	1,800	105,900
歳 入 合 計	40,775,438	△499,345	40,276,093

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
2	児童福祉債	7,200	保育所入所受入促進事業費 7,200
1	保健衛生債	44,100	子ども医療費助成事業費 27,600 リハビリテーションカレッジ島根支援事業費 16,500
2	清掃債	△1,600	浜田地区広域行政組合負担金 △1,600
1	農業債	1,700	中山間地域総合整備事業費 △3,200 県営農業基盤整備事業負担金 4,900
2	林業債	△2,100	林地崩壊防止事業費 △2,100
1	商工債	△23,600	産業振興パワーアップ事業費 △3,500 萩・石見空港利用促進対策事業費 △1,400 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業費 △18,700
1	道路橋梁債	△19,700	道路橋梁整備事業費 △19,700
3	都市計画債	△13,700	公園整備事業費 △13,700
1	消防債	△164,100	消防施設整備事業費 △162,700 防災対策事業費 △1,400
1	教育総務債	△20,300	スクールバス更新事業費 △20,300
2	小学校債	3,700	小学校施設大規模改造事業費 900 美川小学校新築事業費 2,800
5	保健体育債	△2,300	社会体育施設整備事業費 △2,300
1	農林水産業施設災害復旧債	1,800	現年農地災害復旧費 △1,500 現年農業用施設災害復旧費 △800 現年林業施設災害復旧費 4,100

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	229,762	△1,323	228,439				△1,323
1 議 会 費	229,762	△1,323	228,439				△1,323
1 議 会 費	229,762	△1,323	228,439				△1,323

1 議会費（1 議会費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
4	共済費	△1,323	1 議員共済会給付費負担金 △1,323

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	7,087,092	640,714	7,727,806	△26,164	3,600	139,242	524,036
1 総務管理費	6,472,113	646,808	7,118,921	△23,558	3,600	141,142	525,624
1 一般管理費	1,175,340	△2,041	1,173,299				△2,041
2 人事管理費	156,272	△9,126	147,146			△1,633	△7,493
3 文書広報費	127,854	△5,895	121,959				△5,895
4 財政管理費	8,995	87,393	96,388				87,393
6 財産管理費	957,249	488,567	1,445,816			△11,433	500,000
7 企 画 費	2,402,606	105,683	2,508,289	△22,135	5,900	160,708	△38,790

2 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		説明	明
区	分		
3	職員手当等	△141	1 会計年度任用職員報酬等（監視員） △2,041
4	共済費	△1,500	
8	旅費	△400	
1	報酬	△42	1 人事管理事務費 △1,270 2 職員研修費 △1,876 3 人事管理費 △4,827 4 職員福利厚生費 △1,153
4	共済費	△2,711	
7	報償費	△120	
8	旅費	△2,073	
12	委託料	△3,298	
13	使用料及び賃借料	△595	
18	負担金補助及び交付金	△287	
3	職員手当等	△250	1 広報事業 △3,100 2 南極観測船「しらせ」入港歓迎事業 △1,795 3 総務事務費 △1,000
4	共済費	△250	
10	需用費	△2,500	
11	役務費	△500	
12	委託料	△600	
18	負担金補助及び交付金	△1,795	
24	積立金	87,393	1 減債基金積立金 87,393
11	役務費	△42	1 市有財産有効活用推進事業 △11,433 2 市有財産有効活用推進基金積立金 500,000
12	委託料	△1,982	
14	工事請負費	△9,409	
24	積立金	500,000	
1	報酬	△4,971	1 浜田地区広域行政組合負担金 △477 2 コミュニティ助成事業 △1,000 3 ひゃこるネットみすみ運営事業 △2,500 4 路線バス確保対策事業 3,428 5 生活路線バス運行事業 △1,600 6 予約型乗合タクシー等運営事業 △900 7 まちづくり総合交付金事業 △1,540 8 ふるさと寄附促進事業 205,000
3	職員手当等	△575	
4	共済費	△764	
7	報償費	79,844	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 まちづくりセンター費	527,221	△5,035	522,186	△422			△4,613
9 電子計算費	237,238	△3,691	233,547	△1,001			△2,690
15 大学推進費	8,993	△2,500	6,493			△2,500	
16 防災諸費	178,796	△6,547	172,249		△2,300	△4,000	△247

2 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		説	明
区	分		
8	旅費	△253	9 敬老福祉乗車券交付事業 △41,493
10	需用費	△4,288	10 結婚新生活支援事業 △25,000
11	役務費	3,892	11 音楽を核とした定住促進事業 △2,443
12	委託料	20,160	12 若者支援ファンド事業 △13,140
13	使用料及び賃借料	1,880	13 高校生通学定期券助成事業 △3,000
17	備品購入費	△396	14 地域おこし協力隊による若者移住事業 △9,652
18	負担金補助及び交付金	△45,601	
19	扶助費	△41,493	
24	積立金	98,248	
1	報酬	△2,315	1 まちづくりセンター管理運営費 △5,035
3	職員手当等	△1,989	
4	共済費	△731	
8	旅費	△200	1 情報管理事務費 △1,000
12	委託料	△1,671	2 基幹系業務システム整備事業 △1,001
13	使用料及び賃借料	△1,020	3 情報ネットワークシステム運用管理事業 △1,690
17	備品購入費	△800	
18	負担金補助及び交付金	△2,500	1 高等教育機関支援事業 △2,500
10	需用費	△1,358	1 福祉避難所等体制整備事業 △4,000
11	役務費	△277	2 周布川左岸地区防災拠点整備事業 △2,547
16	公有財産購入費	△2,260	
17	備品購入費	△2,642	
26	公課費	△10	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 徴 税 費	333,843	△1,590	332,253			△1,900	310
1 税務総務費	224,886	0	224,886			△1,900	1,900
2 賦課徴収費	108,957	△1,590	107,367				△1,590

2 総務費（2 徴税費）

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
8 旅費	△167	1 賦課事務費 △1,590
11 役務費	△1,190	
12 委託料	△42	
18 負担金補助及び交付金	△191	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 戸籍住民基本 台帳費	186,420	△301	186,119	1,597			△1,898
1 戸籍住民基本 台帳費	186,420	△301	186,119	1,597			△1,898

2 総務費（3 戸籍住民基本台帳費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
3	職員手当等	△76	1 戸籍事務電算化事業 973 2 個人番号カード交付事業 △1,274
8	旅費	△283	
10	需用費	△89	
11	役務費	△786	
12	委託料	933	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 選 挙 費	48,012	△2,858	45,154	△2,858			
3 県知事・県議 会議員選挙費	25,256	△2,858	22,398	△2,858			

2 総務費（4 選挙費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	△280	1 県知事・県議会議員選挙費 △2,858
2	給料	△138	
3	職員手当等	△1,944	
7	報償費	△26	
8	旅費	△20	
10	需用費	△24	
11	役務費	△153	
12	委託料	△193	
13	使用料及び賃借料	△80	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 統計調査費	21,657	△1,345	20,312	△1,345			
2 基幹統計調査費	6,651	△1,345	5,306	△1,345			

2 総務費（5 統計調査費）

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	△1,250	1 国基幹統計調査費 △1,345
4	共済費	△57	
7	報償費	△38	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	12,685,993	△314,280	12,371,713	△118,955	5,200	△68,258	△132,267
1 社会福祉費	7,455,144	△79,497	7,375,647	10,957	△2,000	△20,979	△67,475
1 社会福祉総務費	1,817,292	△10,024	1,807,268			19,800	△29,824
3 障がい者福祉費	2,298,931	28,160	2,327,091	21,119			7,041
4 老人福祉費	1,921,877	△55,993	1,865,884	△796	△2,000	△19,800	△33,397
5 福祉医療費	186,222	△27,572	158,650	△8,306		△10,960	△8,306
7 後期高齢者医療費	1,191,403	△14,068	1,177,335	△1,060		△10,019	△2,989

3 民生費（1 社会福祉費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	△1,889	1 社会福祉総務事務費 △3,380
3	職員手当等	△394	2 国民健康保険特別会計繰出金 △6,644
4	共済費	△410	
7	報償費	△10	
8	旅費	△126	
12	委託料	△551	
27	繰出金	△6,644	
19	扶助費	28,160	1 特別障がい者手当等給付事業 △7,622
			2 障がい児通所給付事業 35,782
1	報酬	△1,858	1 老人福祉事務費 △2,703
3	職員手当等	△371	2 老人保護措置費 △2,000
4	共済費	△393	3 浜田地区広域行政組合負担金 △29,490
8	旅費	△81	4 包括的支援事業 △19,800
12	委託料	△21,800	5 高齢者生活福祉センター改修事業 △2,000
18	負担金補助及び交付金	△29,490	
19	扶助費	△2,000	
19	扶助費	△27,572	1 福祉医療給付事業 △27,572
12	委託料	△10,019	1 後期高齢者医療制度事業 △12,655
18	負担金補助及び交付金	△2,636	2 後期高齢者医療特別会計繰出金 △1,413
27	繰出金	△1,413	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 児童福祉費	4,422,275	△135,150	4,287,125	△47,980	7,200	△47,279	△47,091
1 児童福祉総務費	1,068,891	△90,356	978,535	△16,350		△47,279	△26,727
2 児童措置費	3,332,786	△34,622	3,298,164	△24,001	7,200		△17,821
3 母子福祉費	20,598	△10,172	10,426	△7,629			△2,543

3 民生費（2 児童福祉費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
7	報償費	△2,500	1 放課後児童クラブ設置事業 △2,500
12	委託料	△2,500	2 児童扶養手当支給事業 △21,861
14	工事請負費	△42,906	3 放課後児童クラブ施設整備事業 △42,906
18	負担金補助及び交付金	△15,589	4 新生児子育て応援金支給事業 △2,500
19	扶助費	△26,861	5 子ども家庭総合支援拠点事業 △1,600
18	負担金補助及び交付金	△14,637	6 出産・子育て応援金支給事業 △5,000
19	扶助費	△19,985	7 保育所等ICT化推進事業 △13,989
19	扶助費	△10,172	1 児童手当支給事業 △19,985
			2 特別保育事業 △7,390
			3 保育所入所受入促進事業 △4,752
			4 第3子以降保育所等給食費無償化事業 △2,495
			1 母子生活支援施設措置事業 △5,958
			2 母子父子家庭自立支援給付金事業 △4,214

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 生活保護費	808,573	△99,633	708,940	△81,932			△17,701
2 扶 助 費	693,409	△99,633	593,776	△81,932			△17,701

3 民生費（3 生活保護費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
19	扶助費	△99,633	1 扶助費 △99,633

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	3,253,355	△212,860	3,040,495	△109,210	42,500	△620	△145,530
1 保健衛生費	1,873,769	△125,536	1,748,233	△109,210	44,100	△2,620	△57,806
1 保健衛生総務費	490,941	△19,751	471,190	△840	16,500	△2,620	△32,791
2 感染症予防費	400,955	△102,668	298,287	△101,557			△1,111
3 乳幼児等医療費	216,965	16,254	233,219		27,600		△11,346
4 環境衛生費	623,918	△2,740	621,178	△1,270			△1,470
5 公害対策費	63,443	△16,631	46,812	△5,543			△11,088

4 衛生費（1 保健衛生費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
2	給料	△560
3	職員手当等	△1,695
4	共済費	△1,139
12	委託料	△6,440
18	負担金補助及び交付金	△5,957
20	貸付金	△6,960
25	寄附金	3,000
1	報酬	△1,060
3	職員手当等	△635
4	共済費	△285
8	旅費	△180
11	役務費	△3,248
12	委託料	△90,791
13	使用料及び賃借料	△330
18	負担金補助及び交付金	△6,139
11	役務費	425
19	扶助費	15,829
18	負担金補助及び交付金	△2,740
18	負担金補助及び交付金	△16,631

1 安心お産応援事業	△2,000
2 地域医療連携事業	△5,662
3 リハビリテーションカレッジ島根 支援事業	△4,129
4 巡回総合ドック事業	△1,000
5 看護学校学生等修学資金貸付事業	△6,960

1 定期（風しん追加的対策）予防接 種事業	△1,181
2 新型コロナウイルスワクチン接種 事業	△101,487

1 子ども医療費助成事業	16,254
--------------	--------

1 地域の再エネ導入支援事業	△2,740
----------------	--------

1 合併処理浄化槽設置助成事業	△16,631
-----------------	---------

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 清 掃 費	1,379,586	△87,324	1,292,262		△1,600	2,000	△87,724
1 清掃総務費	59,522	△1,500	58,022				△1,500
2 塵芥処理費	1,120,970	△85,824	1,035,146		△1,600	2,000	△86,224

4 衛生費（2 清掃費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	△1,500	1 清掃管理事務費 △1,500
18	負担金補助及び交付金	△85,824	1 浜田地区広域行政組合負担金 △85,824

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	1,936,445	△163,176	1,773,269	△66,048	△5,300	△39,225	△52,603
1 農 業 費	1,455,834	△101,961	1,353,873	△49,964	△3,200	△3,827	△44,970
2 農業総務費	230,441	△2,700	227,741				△2,700
3 農業振興費	539,185	△92,028	447,157	△48,526		△11,305	△32,197
5 土地改良事業費	134,556	2,866	137,422	△1,438	△3,200	7,478	26
7 農業集落排水費	429,959	△10,099	419,860				△10,099

6 農林水産業費 (1 農業費)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	△1,888	1 農業総務事務費 △2,700	
3 職員手当等	△393		
4 共済費	△392		
8 旅費	△27		
1 報酬	△155	1 有害鳥獣被害防止施設整備事業 △2,069 2 中山間地域等直接支払事業 △9,648 3 有害鳥獣捕獲事業 △7,000 4 ふるさと農業研修生育成事業 △13,699 5 有害鳥獣緊急対策事業 △4,985 6 農地中間管理事業 △5,314 7 多面的機能支払交付金事業 △13,075 8 農業次世代人材投資事業 △1,500 9 中核的経営体等育成支援事業 △8,685 10 農用地保全事業 △3,504 11 有機野菜等農業用ハウス整備支援事業 △6,170 12 担い手等育成支援事業 △3,076 13 新規就農者経営発展支援事業 △5,478 14 肥料価格高騰対策事業 △7,825	
4 共済費	△23		
8 旅費	△63		
10 需用費	△36		
11 役務費	△13		
18 負担金補助及び交付金	△91,738		
7 報償費	917		1 土地基盤整備事業 △1,101 2 農地有効利用支援整備事業 △3,500 3 中山間地域総合整備事業（浜田東部） 1,100 4 県事業負担金（農業基盤整備） 6,367
14 工事請負費	△3,500		
18 負担金補助及び交付金	5,449		
27 繰出金	△10,099		1 農業集落排水事業特別会計繰出金 △10,099

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 林 業 費	198,566	△26,010	172,556	△3,438	△2,100	△17,915	△2,557
1 林業振興費	100,536	△9,962	90,574	△1,072		△6,332	△2,558
2 公有林整備事業費	18,103	△8,794	9,309	△666		△8,128	
3 林道新設費	34,479	△3,000	31,479			△3,000	
5 林地崩壊防止事業費	10,000	△4,254	5,746	△1,700	△2,100	△455	1

6 農林水産業費（2 林業費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
8	旅費	△11	1 公社造林事業 △6,332 2 森林整備地域活動支援事業 △1,430 3 林地残材有効活用・地域活性化支援事業 △2,200
10	需用費	△119	
12	委託料	△6,202	
18	負担金補助及び交付金	△3,630	
12	委託料	△8,794	1 公有林整備事業 △8,794
8	旅費	△50	1 県営広域基幹林道整備事業 △3,000
10	需用費	△20	
12	委託料	△700	
16	公有財産購入費	△2,000	
21	補償補填及び賠償金	△200	
26	公課費	△30	
10	需用費	△120	1 林地崩壊防止事業 △4,254
12	委託料	△734	
14	工事請負費	△3,400	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 水産業費	282,045	△35,205	246,840	△12,646		△17,483	△5,076
2 水産業振興費	188,141	△35,205	152,936	△12,646		△17,483	△5,076

6 農林水産業費 (3 水産業費)

(単位：千円)

節		説明
区	分	
		金額
18	負担金補助及び交付金	△35,205 1 若者漁業者確保支援事業 △5,076 2 浜田地域沖合底曳網漁業構造改革 推進事業 △6,522 3 水産業競争力強化漁船導入促進事 業 △23,607

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 商 工 費	1,057,386	△122,346	935,040	△51,937	△23,600	△12,311	△34,498
1 商 工 費	1,057,386	△122,346	935,040	△51,937	△23,600	△12,311	△34,498
2 商工業振興費	250,033	△34,479	215,554	△1,213	△4,900		△28,366
3 観 光 費	507,391	△87,867	419,524	△50,724	△18,700	△12,311	△6,132

7 商 工 費 (1 商 工 費)

(単位 : 千円)

節		説	明
区	分		
7	報償費	△2,121	1 浜田市商業活性化支援事業 △2,513
12	委託料	△30	2 産業振興パワーアップ事業 △3,834
18	負担金補助及び交付金	△32,328	3 企業立地奨励事業 △22,987
			4 萩・石見空港利用促進対策事業 △1,530
			5 後継者等人材育成支援事業 △3,615
1	報酬	△1,888	1 観光振興事業 △4,787
3	職員手当等	△540	2 千畳苑改修事業 △7,127
4	共済費	△401	3 日本遺産石見神楽保存・継承支援事業 △5,184
8	旅費	△164	4 地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業 △70,769
12	委託料	△4,577	
14	工事請負費	△37,364	
18	負担金補助及び交付金	△42,933	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	3,443,970	△73,983	3,369,987	△50,890	△33,400	△3,109	13,416
1 土木管理費	837,494	△52,650	784,844	△37,653		△1,460	△13,537
2 建築指導費	152,195	△52,650	99,545	△37,653		△1,460	△13,537

8 土 木 費 (1 土木管理費)

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
14	工事請負費	△5,500	1 狭あい道路拡幅整備事業 △3,000 2 建築物耐震改修促進事業 △1,320
18	負担金補助及び交付金	△47,150	3 危険空き家対策事業 △9,500 4 ブロック塀等撤去費助成事業 △2,460 5 耐震対策緊急促進事業 △36,370

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 道路橋梁費	1,612,838	467	1,613,305	△13,237	△19,700	△190	33,594
1 道路橋梁総務費	76,030	△5,508	70,522	214			△5,722
2 道路維持費	242,916	39,116	282,032				39,116
3 道路新設改良費	501,775	△22,077	479,698	△10,334	△12,018		275
4 交通安全対策事業費	111,635	△4,120	107,515	△1,955	△1,900	△190	△75
6 橋梁新設改良費	667,873	△6,944	660,929	△1,162	△5,782		

8 土 木 費 (2 道路橋梁費)

(単位：千円)

節		説	明	
区	分			金
1	報酬	△3,778	1 道路橋梁総務事務費	△5,508
3	職員手当等	△787		
4	共済費	△801		
8	旅費	△142		
12	委託料	39,116	1 除雪事業	39,116
10	需用費	△419	1 白砂1号線改良事業	△13,098
11	役務費	△15	2 道路ストック災害防除事業	△7,356
12	委託料	△7,141	3 井野37号線道路改良事業	△1,623
13	使用料及び賃借料	△211		
14	工事請負費	△14,291		
10	需用費	△120	1 歩道整備事業	△4,120
14	工事請負費	△4,000		
10	需用費	△203	1 橋梁長寿命化改修事業	△5,542
12	委託料	△6,741	2 谷口橋整備事業	△1,402

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 河 川 費	123,000	△2,327	120,673			△1,459	△868
1 河川総務費	42,649	△2,327	40,322			△1,459	△868

8 土木費（3 河川費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
7	報償費	△1,491	1 河川浄化事業
12	委託料	△836	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 都市計画費	634,733	△19,473	615,260		△13,700		△5,773
3 公 園 費	195,337	△15,273	180,064		△13,700		△1,573
4 公共下水道費	410,980	△4,200	406,780				△4,200

8 土 木 費 (5 都市計画費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
18	負担金補助及び交付金	△15,273	1 県事業負担金 (公園) △15,273
27	繰出金	△4,200	1 公共下水道事業会計繰出金 △4,200

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9 消 防 費	1,715,402	△170,786	1,544,616		△164,100		△6,686
1 消 防 費	1,715,402	△170,786	1,544,616		△164,100		△6,686
2 非常備消防費	134,772	△6,770	128,002				△6,770
3 消防施設費	427,212	△164,016	263,196		△164,100		84

9 消 防 費 (1 消 防 費)

(単位 : 千円)

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	△6,770	1 消防団員報酬等 △6,770
8	旅費	△75	1 防災まちづくり事業 △1,374
10	需用費	△2,427	2 消防施設等整備事業 △6,751
17	備品購入費	△161,514	3 高機能消防指令センター更新事業 △155,891

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	3,263,045	△78,029	3,185,016	△4,881	△18,900	△40,441	△13,807
1 教育総務費	1,160,378	△61,847	1,098,531	△1,867	△20,300	△36,817	△2,863
2 事務局費	954,238	△55,843	898,395	3,624	△20,300	△36,817	△2,350
3 教育研究指導費	203,056	△6,004	197,052	△5,491			△513

10 教育費（1 教育総務費）

（単位：千円）

節		金額	説明	
区	分			
3	職員手当等	△1,327	1 スクールバス更新事業 △17,323 2 奨学金貸与事業 △4,560 3 会計年度任用職員報酬等（学校施設等） △2,827 4 小中学校校舎トイレ洋式化事業 △31,133	
4	共済費	△1,500		
10	需用費	△137		
11	役務費	△3		
12	委託料	△110		
14	工事請負費	△30,886		
17	備品購入費	△17,320		
20	貸付金	△4,560		
1	報酬	△4,907		1 緊急校務支援員配置事業 △6,004
3	職員手当等	△472		
4	共済費	△537		
8	旅費	△88		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 小学校費	243,855	△2,825	241,030	△1,674	3,700		△4,851
1 学校管理費	135,238	△825	134,413	△1,674	900		△51
2 教育振興費	63,269	△2,000	61,269				△2,000
3 学校建設費	45,348	0	45,348		2,800		△2,800

10 教育費（2 小学校費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
10	需用費	△60	1 小学校施設大規模改造事業 △825
14	工事請負費	△765	
19	扶助費	△2,000	1 要保護・準要保護児童扶助費 △2,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 中学校費	137,943	△2,500	135,443				△2,500
2 教育振興費	74,016	△2,500	71,516				△2,500

10 教育費（3 中学校費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
19	扶助費	△2,500	1 要保護・準要保護生徒扶助費 △2,500

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 社会教育費	705,788	△1,918	703,870	△1,340			△578
4 生涯学習推進費	27,865	△1,918	25,947	△1,340			△578

10 教育費（5 社会教育費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
7	報償費	△1,781	1 はまだっ子共育推進事業 △1,918
8	旅費	△87	
10	需用費	△50	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 保健体育費	677,743	△8,939	668,804		△2,300	△3,624	△3,015
3 体 育 費	27,191	△4,320	22,871			△1,320	△3,000
4 運動施設管理費	316,345	△4,619	311,726		△2,300	△2,304	△15

10 教育費（6 保健体育費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
7	報償費	△2,250	1 スポーツ関係人材確保事業 △3,000 2 エキスパート指導者招聘事業 △1,320
12	委託料	△2,070	
14	工事請負費	△4,619	1 運動施設改修事業 △4,619

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	108,377	△2,176	106,201	6,021	1,800	△218	△9,779
1 農林水産業施設災害復旧費	40,000	△2,176	37,824	6,021	1,800	△218	△9,779
1 農地災害復旧費	10,000	0	10,000	2,715	△1,500	△218	△997
2 農業用施設災害復旧費	10,000	△2,176	7,824	953	△800		△2,329
3 林業施設災害復旧費	20,000	0	20,000	2,353	4,100		△6,453

11 災害復旧費 (1 農林水産業施設災害復旧費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
10	需用費	△20	1 5年農業用施設災害復旧費 △2,176
12	委託料	△1,513	
14	工事請負費	△643	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
12 公 債 費	5,926,411	△1,100	5,925,311				△1,100
1 公 債 費	5,926,411	△1,100	5,925,311				△1,100
2 利 子	156,547	△1,100	155,447				△1,100

12 公債費（1 公債費）

（単位：千円）

節		説明
区	分	
22	償還金利息及び割引料	△1,100
		1 長期債利息 △1,100

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補 正 後	長 等	3		26,400	8,350 3.30月分			7,205	41,955	7,082	49,037	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	21	91,779		29,028 3.30月分				120,807	27,783	148,590	
	そ の 他	1,683	91,197					11,367	102,564		102,564	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	1,707	182,976	26,400	37,378			18,572	265,326	34,865	300,191	
補 正 前	長 等	3		26,400	8,350 3.30月分			7,205	41,955	7,082	49,037	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	議 員	21	91,779		29,028 3.30月分				120,807	29,106	149,913	
	そ の 他	1,779	99,314					12,437	111,751		111,751	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	1,803	191,093	26,400	37,378			19,642	274,513	36,188	310,701	
比 較	長 等											
	議 員									△ 1,323	△ 1,323	
	そ の 他	△ 96	△ 8,117					△ 1,070	△ 9,187		△ 9,187	
	計	△ 96	△ 8,117					△ 1,070	△ 9,187	△ 1,323	△ 10,510	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補正後	(827) 563 人	962,891 千円	2,248,989 千円	1,864,559 千円	5,076,439 千円
補正前	(829) 564	987,825	2,249,687	1,875,078	5,112,590
比較	(△2) △1	△24,934	△698	△10,519	△36,151
区分	共 済 費	合 計	備 考		
補正後	924,859 千円	6,001,298 千円			
補正前	934,042	6,046,632			
比較	△9,183	△45,334			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補正後	(24) 551 人	千円	2,242,828 千円	1,691,474 千円	3,934,302 千円
補正前	(24) 551		2,242,828	1,691,474	3,934,302
比較					
区分	共 済 費	合 計	備 考		
補正後	768,996 千円	4,703,298 千円			
補正前	768,996	4,703,298			
比較					

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補正後	(803) 12 人	962,891 千円	6,161 千円	173,085 千円	1,142,137 千円
補正前	(805) 13	987,825	6,859	183,604	1,178,288
比較	(△2) △1	△24,934	△698	△10,519	△36,151
区分	共 済 費	合 計	備 考		
補正後	155,863 千円	1,298,000 千円			
補正前	165,046	1,343,334			
比較	△9,183	△45,334			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比較	区 分	管理職手当	初任給調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補正後	45,217 ^{千円}	^{千円}	74,513 ^{千円}	^{千円}	33,522 ^{千円}
	補正前	45,217		74,513	801	33,522
	比 較				△801	
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	41,486 ^{千円}	^{千円}	10,838 ^{千円}	165,976 ^{千円}	16,105 ^{千円}
	補正前	41,593		10,838	166,850	16,105
	比 較	△107			△874	
	区 分	宿 日 直 手 当	管理職員特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	災害派遣手当
	補正後	45 ^{千円}	1,750 ^{千円}	664,471 ^{千円}	407,464 ^{千円}	^{千円}
	補正前	45	1,750	673,208	407,464	
	比 較			△8,737		
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	365,985 ^{千円}	^{千円}	37,187 ^{千円}		
	補正前	365,985		37,187		
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	△698 ^{千円}	1 給与改定に伴う 増減額		
		2 普通昇給に伴う 増減額	普通昇給分	
		3 その他の増減分 △698 ^{千円}	退職に伴う減額 新規採用に伴う増額 他会計との異動等による増減額 昇格等による増減額 その他による増減等 給料額の削減による減額	職員数の異動状況 現に在職する職員数 其他 計 補正後 563人 563人 補正前 564人 564人 増 減 △1人 △1人

職員手当	△10,519 千円		管理職手当 初任給調整 扶養手当 地域手当 △801 住居手当 通勤手当 △107 単身赴任手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 △874 夜間勤務手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当 期末手当 △8,737 勤勉手当 災害派遣手当 退職手当組合負担金 退職手当組合加入特別負担金 退職手当組合特別負担金	千円 会計年度任用職員による減 会計年度任用職員による減 会計年度任用職員による減 会計年度任用職員による減
------	------------	--	---	--

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度 支出見込額	明年度以降の支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額		期 間	金 額	特定財源	一般財源
[既決分]	千円 4,883,588		千円 1,176,912	千円 830,480		千円 2,876,196	千円 1,023,669	千円 1,852,527
羽田発着枠政策コンテストに係る萩・石見空港利用拡大促進協議会に対する損失補償	10,650	令和7年度から			令和7年度まで	10,650		10,650
計	4,894,238		1,176,912	830,480		2,886,846	1,023,669	1,863,177

地方債に関する調書

区 分		前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現在高見込額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
公 共 事 業 等 債	補正前の額	千円 372,539	千円 140,600	千円 32,546	千円 480,593
	補正額		△ 19,000		△ 19,000
	補正後の額	372,539	121,600	32,546	461,593
災 害 復 旧 事 業 債	補正前の額	2,182,007	104,100	299,705	1,986,402
	補正額		1,800		1,800
	補正後の額	2,182,007	105,900	299,705	1,988,202
一 般 単 独 事 業 債	補正前の額	14,657,126	679,200	1,615,987	13,720,339
	補正額		△ 6,600		△ 6,600
	補正後の額	14,657,126	672,600	1,615,987	13,713,739
辺 地 対 策 事 業 債	補正前の額	326,213	15,900	72,881	269,232
	補正額		△ 900		△ 900
	補正後の額	326,213	15,000	72,881	268,332
過 疎 対 策 事 業 債	補正前の額	14,180,424	1,494,900	1,860,042	13,815,282
	補正額		△ 162,600		△ 162,600
	補正後の額	14,180,424	1,332,300	1,860,042	13,652,682
計	補正前の額	44,628,052	2,531,231	5,769,864	41,389,419
	補正額		△ 187,300		△ 187,300
	補正後の額	44,628,052	2,343,931	5,769,864	41,202,119

令和 5 年度

浜田市国民健康保険 特別会計補正予算 (第 3 号)

令和 5 年度 浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度浜田市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 373,453 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,834,947 千円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,644 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 248,087 千円とする。
- 2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正（事業勘定）

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県 支 出 金		4,103,118	380,048	4,483,166
	1 県 補 助 金	4,103,118	380,048	4,483,166
5 財 産 収 入		807	49	856
	1 財 産 運 用 収 入	807	49	856
6 繰 入 金		604,794	△6,644	598,150
	1 他 会 計 繰 入 金	594,533	△6,644	587,889
歳 入	合 計	5,461,494	373,453	5,834,947

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 險 給 付 費		3,929,619	380,048	4,309,667
	1 療 養 諸 費	3,391,184	380,048	3,771,232
6 基 金 積 立 金		23,655	49	23,704
	1 基 金 積 立 金	23,655	49	23,704
8 諸 支 出 金		122,054	△6,644	115,410
	3 繰 出 金	105,036	△6,644	98,392
歳 出	合 計	5,461,494	373,453	5,834,947

表 歳入歳出予算補正 (直営診療施設勘定)

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰 入 金		105,036	△6,644	98,392
	1 事業勘定繰入金	105,036	△6,644	98,392
歳 入	合 計	254,731	△6,644	248,087

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		196,222	△1,000	195,222
	1 施 設 管 理 費	196,222	△1,000	195,222
2 医 業 費		58,509	△5,644	52,865
	1 医 業 費	58,509	△5,644	52,865
歳 出 合 計		254,731	△6,644	248,087

歳入歳出補正予算事項別明細書
(事業勘定)

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	4,103,118	380,048	4,483,166
5 財産収入	807	49	856
6 繰入金	604,794	△6,644	598,150
歳入合計	5,461,494	373,453	5,834,947

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2保 険 給 付 費	3,929,619	380,048	4,309,667	380,048			
6基 金 積 立 金	23,655	49	23,704			49	
8諸 支 出 金	122,054	△6,644	115,410			△6,644	
歳 出 合 計	5,461,494	373,453	5,834,947	380,048	0	△6,595	0

2 歳 入

4 県支出金 (1 県補助金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 県支出金	4,103,118	380,048	4,483,166
1 県補助金	4,103,118	380,048	4,483,166
1 保険給付費等交付金	4,103,118	380,048	4,483,166
5 財産収入	807	49	856
1 財産運用収入	807	49	856
1 利子及び配当金	807	49	856
6 繰 入 金	604,794	△6,644	598,150
1 他会計繰入金	594,533	△6,644	587,889
1 一般会計繰入金	594,533	△6,644	587,889
歳 入 合 計	5,461,494	373,453	5,834,947

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 普通交付金	380,048	保険給付費等交付金（普通交付金） 380,048
1 利子及び配当金	49	財政調整基金 49
7 その他一般会計繰入金	△6,644	直診施設運営補助繰入金 △6,644

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	3,929,619	380,048	4,309,667	380,048			
1 療養諸費	3,391,184	380,048	3,771,232	380,048			
1 一般被保険者療養給付費	3,368,556	380,048	3,748,604	380,048			

2 保険給付費 (1 療養諸費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
18 負担金補助及び交付金	380,048	1 一般被保険者療養給付費	380,048

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 基金積立金	23,655	49	23,704			49	
1 基金積立金	23,655	49	23,704			49	
1 財政調整基金積立金	23,655	49	23,704			49	

6 基金積立金 (1 基金積立金)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
24 積立金	49	1 財政調整基金積立金 49

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 諸支出金	122,054	△6,644	115,410			△6,644	
3 繰 出 金	105,036	△6,644	98,392			△6,644	
1 直営診療施設 勘定繰出金	105,036	△6,644	98,392			△6,644	

8 諸支出金 (3 繰出金)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
27	繰出金	△6,644	1 直営診療施設勘定繰出金 △6,644

歳入歳出補正予算事項別明細書
(直営診療施設勘定)

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	105,036	△6,644	98,392
歳入合計	254,731	△6,644	248,087

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1総務費	196,222	△1,000	195,222			△6,644	5,644
2医療費	58,509	△5,644	52,865				△5,644
歳出合計	254,731	△6,644	248,087	0	0	△6,644	0

2 歳 入

4 繰 入 金 (1 事業勘定繰入金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰 入 金	105,036	△6,644	98,392
1 事業勘定繰入金	105,036	△6,644	98,392
1 事業勘定繰入金	105,036	△6,644	98,392
歳 入 合 計	254,731	△6,644	248,087

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 事業勘定繰入金	△6,644	運営補助金 △6,644

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	196,222	△1,000	195,222			△6,644	5,644
1 施設管理費	196,222	△1,000	195,222			△6,644	5,644
1 一般管理費	196,222	△1,000	195,222			△6,644	5,644

1 総務費（1 施設管理費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
26 公課費	△1,000	1 施設管理事務費 △1,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 医 業 費	58,509	△5,644	52,865				△5,644
1 医 業 費	58,509	△5,644	52,865				△5,644
1 医薬品衛生材料費	42,129	△5,644	36,485				△5,644

2 医業費（1 医業費）

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
10	需用費	△3,578	1 医薬品衛生材料費 △5,644
11	役務費	△780	
13	使用料及び賃借料	△1,286	

令和 5 年度

浜田市農業集落排水事業 特別会計補正予算 (第 3 号)

令和 5 年度 浜田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度浜田市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7,599 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 580,837 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		429,959	△10,099	419,860
	1 一般会計繰入金	429,959	△10,099	419,860
7 市債		82,500	2,500	85,000
	1 市債	82,500	2,500	85,000
歳入	合計	588,436	△7,599	580,837

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水費		216,556	△7,599	208,957
	1 総務管理費	171,666	△5,000	166,666
	2 農業集落排水建設費	44,890	△2,599	42,291
歳 出	合 計	588,436	△7,599	580,837

第 2 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額
農業集落排水事業	千円 82,500	千円 85,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	429,959	△10,099	419,860
7 市債	82,500	2,500	85,000
歳入合計	588,436	△7,599	580,837

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1農業集落排水費	216,556	△7,599	208,957		2,500	△10,099	
歳出合計	588,436	△7,599	580,837	0	2,500	△10,099	0

2 歳 入

4 繰 入 金 (1 一般会計繰入金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰 入 金	429,959	△10,099	419,860
1 一般会計繰入金	429,959	△10,099	419,860
1 一般会計繰入金	429,959	△10,099	419,860
7 市 債	82,500	2,500	85,000
1 市 債	82,500	2,500	85,000
1 農業集落排水事業債	82,500	2,500	85,000
歳 入 合 計	588,436	△7,599	580,837

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	一般会計繰入金	△10,099	一般会計繰入金 △10,099
1	農業集落排水事業債	2,500	農業集落排水整備事業費 2,500

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 農業集落排水費	216,556	△7,599	208,957		2,500	△10,099	
1 総務管理費	171,666	△5,000	166,666		5,099	△10,099	
1 一般管理費	71,798	△4,000	67,798		△1,041	△2,959	
2 施設維持管理費	99,868	△1,000	98,868		6,140	△7,140	

1 農業集落排水費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	△1,000	1 農業集落排水事務費 △3,000 2 公営企業会計適用事業 △1,000
26	公課費	△3,000	
14	工事請負費	△1,000	1 施設維持管理費 △1,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 農業集落排水 建設費	44,890	△2,599	42,291		△2,599		
1 農業集落排水 建設費	44,890	△2,599	42,291		△2,599		

1 農業集落排水費 (2 農業集落排水建設費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
14	工事請負費	△2,599	1 長寿命化改修事業 △2,599

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	千円 63,668	千円 17,900	千円 579	千円 80,989
	補 正 額		1,800		1,800
	補 正 後 の 額	63,668	19,700	579	82,789
下 水 道 事 業 債	補 正 前 の 額	2,746,018	64,600	334,464	2,476,154
	補 正 額		700		700
	補 正 後 の 額	2,746,018	65,300	334,464	2,476,854
計	補 正 前 の 額	2,809,975	82,500	335,233	2,557,242
	補 正 額		2,500		2,500
	補 正 後 の 額	2,809,975	85,000	335,233	2,559,742

令和 5 年度

浜田市後期高齢者医療 特別会計補正予算 (第 2 号)

令和 5 年度 浜田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度浜田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 16,539 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 977,028 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		669,610	△3,986	665,624
	1 後期高齢者医療保険料	669,610	△3,986	665,624
3 繰入金		278,518	△1,413	277,105
	1 一般会計繰入金	278,518	△1,413	277,105
4 繰越金		1	21,938	21,939
	1 繰越金	1	21,938	21,939
歳入合計		960,489	16,539	977,028

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	669,610	△3,986	665,624
3 繰入金	278,518	△1,413	277,105
4 繰越金	1	21,938	21,939
歳入合計	960,489	16,539	977,028

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2後期高齢者医療広 域連合納付金	924,948	16,539	941,487			△1,413	17,952
歳 出 合 計	960,489	16,539	977,028	0	0	△1,413	17,952

2 歳 入

1 後期高齢者医療保険料 (1 後期高齢者医療保険料)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料	669,610	△3,986	665,624
1 後期高齢者医療保険料	669,610	△3,986	665,624
1 特別徴収保険料	435,963	△3,986	431,977
3 繰 入 金	278,518	△1,413	277,105
1 一般会計繰入金	278,518	△1,413	277,105
2 保険基盤安定繰入金	255,337	△1,413	253,924
4 繰 越 金	1	21,938	21,939
1 繰 越 金	1	21,938	21,939
1 繰 越 金	1	21,938	21,939
歳 入 合 計	960,489	16,539	977,028

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	現年度分特別徴収保険料	△3,986	現年度分特別徴収保険料 △3,986
1	保険基盤安定繰入金	△1,413	保険基盤安定繰入金 △1,413
1	繰越金	21,938	繰越金 21,938

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療 広域連合納付金	924,948	16,539	941,487			△1,413	17,952
1 後期高齢者医療 広域連合負担金	924,948	16,539	941,487			△1,413	17,952
1 保険料等負担 金	924,948	16,539	941,487			△1,413	17,952

2 後期高齢者医療広域連合納付金 (1 後期高齢者医療広域連合負担金)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	16,539	1 保険料等負担金 16,539

令和5年度

浜田市公共下水道事業会計補正予算
(第4号)

目 次

令和5年度 浜田市公共下水道事業会計補正予算（第4号）	1
-----------------------------------	---

予算に関する説明書

令和5年度 浜田市公共下水道事業会計予算実施計画	2
--------------------------------	---

令和5年度 浜田市公共下水道事業予定貸借対照表	3
-------------------------------	---

令和5年度 浜田市公共下水道事業予定損益計算書	5
-------------------------------	---

令和5年度 浜田市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書	6
--------------------------------------	---

令和5年度 個別注記	7
------------------	---

その他の書類

令和5年度 収益的収入及び支出明細書	9
--------------------------	---

令和5年度 資本的収入及び支出明細書	9
--------------------------	---

令和5年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和5年度浜田市公共下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度浜田市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入	千 円	千 円	千 円
第1款	下水道事業収益	570,572	△ 2,700	567,872
第2項	営業外収益	443,792	△ 2,700	441,092

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	下水道事業費用	571,587	△ 2,700	568,887
第2項	営業外費用	51,870	△ 2,700	49,170

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入	千 円	千 円	千 円
第1款	資本的収入	412,787	△ 3,000	409,787
第1項	国 県 補 助 金	114,499	△ 1,500	112,999
第4項	他 会 計 出 資 金	107,388	△ 1,500	105,888

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出	千 円	千 円	千 円
第1款	資本的支出	649,886	△ 3,000	646,886
第1項	建 設 改 良 費	266,566	△ 3,000	263,566

（他会計からの補助金）

第4条 予算第9条中「303,592千円」を「300,892千円」に改める。

令和6年2月26日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和5年度 浜田市公共下水道事業会計予算実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益	(2) 営業外収益		570,572	△ 2,700	567,872
			443,792	△ 2,700	441,092
		2 他会計補助金	303,592	△ 2,700	300,892

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用	(2) 営業外費用		571,587	△ 2,700	568,887
			51,870	△ 2,700	49,170
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	44,170	△ 2,700	41,470

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入	(1) 国県補助金		412,787	△ 3,000	409,787
			114,499	△ 1,500	112,999
		1 国庫補助金	114,499	△ 1,500	112,999
	(4) 他会計出資金		107,388	△ 1,500	105,888
		1 他会計出資金	107,388	△ 1,500	105,888

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出	(1) 建設改良費		649,886	△ 3,000	646,886
			266,566	△ 3,000	263,566
		1 管 渠 費	161,870	△ 1,000	160,870
		2 処 理 場 費	104,696	△ 2,000	102,696

令和5年度 浜田市公共下水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		422,630	
ロ 建物	538,590		
減価償却累計額	△ 261,216	277,374	
ハ 構築物	10,422,075		
減価償却累計額	△ 4,273,114	6,148,961	
ニ 機械及び装置	2,227,334		
減価償却累計額	△ 1,613,816	613,518	
ホ 工具器具及び備品	5,001		
減価償却累計額	△ 4,500	501	
ヘ 建設仮勘定		324,836	
有形固定資産合計			7,787,820

(2) 無形固定資産

イ ソフトウェア		2,944	
無形固定資産合計			2,944
固定資産合計			7,790,764

2 流動資産

(1) 現金預金		29,234	
(2) 未収金		30,988	
貸倒引当金	△ 782	30,206	
流動資産合計			59,440
資産合計			7,850,204

負 債 の 部

3 固定負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	3,177,285		
企業債合計		3,177,285	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	9,148		
引当金合計		9,148	
(3) その他固定負債		450	
固定負債合計			3,186,883

4 流動負債

(1) 企業債			
イ 建設改良企業債 (※)	368,662		
企業債合計		368,662	
(2) 未払金		17,269	
(3) 引当金			
イ 賞与等引当金	3,655		
引当金合計		3,655	
(4) その他流動負債		10,095	
流動負債合計			399,681

5 繰延収益

(1) 長期前受金		5,713,785	
長期前受金収益化累計額		△ 2,685,629	
繰延収益合計			3,028,156
負債合計			6,614,720

資 本 の 部

6 資本金

(1) 固有資本金		471,341	
(2) 繰入資本金		561,005	
資本金合計			1,032,346

7 剰余金

(1) 資本剰余金			
イ 国庫補助金	193,785		
ロ 受贈財産評価額	1,743		
資本剰余金合計		195,528	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	7,610		
利益剰余金合計		7,610	
剰余金合計			203,138
資本合計			1,235,484
負債資本合計			7,850,204

(※) 建設改良費等の財源に充てるための企業債

令和5年度 浜田市公共下水道事業予定損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	96,979		
(2) その他営業収益	779	97,758	
2 営業費用			
(1) 管渠費	19,204		
(2) ポンプ場費	2,624		
(3) 処理場費	89,337		
(4) 業務費	9,180		
(5) 総係費	23,120		
(6) 減価償却費	279,299		
(7) 資産減耗費	37,830	460,594	
営業損失			362,836
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	1		
(2) 他会計補助金	300,892		
(3) 長期前受金戻入	140,197		
(4) 消費税及び地方消費税還付金	1		
(5) 雑収益	1	441,092	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	41,470		
(2) 雑支出	7,700	49,170	391,922
経常利益			29,086
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	19,324	19,324	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	47,113	47,113	
7 予備費			
(1) 予備費	1,200	1,200	△ 28,989
当年度純利益			97
前年度繰越利益剰余金			7,513
当年度未処分利益剰余金			7,610

<参考>

営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費41,470千円のうち、16,300千円は企業債（資本費平準化債）で財源措置します。

地方公営企業会計基準に基づき、損益計算書において「減価償却費」を営業費用に、「長期前受金戻入」を営業外収益に計上していることから、営業収支が362,836千円の赤字となっていますが、実質的な営業損益を算出するため、長期前受金戻入相当額を「減価償却費」から控除した場合には、222,639千円の赤字となります。

令和5年度 浜田市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

項	目	
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー		
	当年度純利益	97
	減価償却費	279,299
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,897
	賞与等引当金の増減額 (△は減少)	62
	長期前受金戻入額	△ 140,197
	資産減耗費	37,830
	受取利息及び配当金 (△)	△ 1
	支払利息	41,470
	過年度損益修正損	46,840
	過年度損益修正益 (△)	△ 19,324
	未収金の増減額 (△は増加)	△ 1,642
	小計	246,331
	受取利息及び配当金の受取額	1
	利息の支払額	△ 41,470
	業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	204,862
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
	固定資産の取得・建設改良による支出 (△)	△ 242,584
	国庫補助金収入	102,726
	投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 139,858
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	207,200
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還等による支出 (△)	△ 383,320
	他会計からの出資による収入	105,888
	一時借入金の借入による収入	400,000
	一時借入金の返済による支出 (△)	△ 400,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 70,232
資金増加額 (△は減少額)	(A+B+C)	△ 5,228
資金期首残高		34,462
資金期末残高		29,234

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法について

① 有形固定資産（リース資産を除く）

浜田市公共下水道事業会計規則第86条の規定により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

種 類	耐用年数(年)
建物	8～50
構築物	15～50
機械及び装置	10～20

② 無形固定資産（リース資産を除く）

浜田市公共下水道事業会計規則第86条の規定により定額法を適用。

保有している資産の主な耐用年数は次のとおり。

種 類	耐用年数(年)
ソフトウェア	5

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用する。

(2) 引当金の計上方法について

① 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。

② 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、島根県市町村総合事務組合（退職手当組合）における積立金相当額を控除した額を計上している。

なお、公営企業会計移行の前日（令和2年3月31日）までに発生している退職給付に係る債務については、公共下水道事業特別会計に係るものとして、一般会計で負担することとしている。

③ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給及び支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) その他会計に関する書類作成のための基本となる重要な事項について

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による。

2. 予定貸借対照表等に関する注記

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担について

貸借対照表に計上されている企業債残高（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、浜田市（市長部局）との協定等に基づき一般会計が負担すると見込まれる額は3,179,926千円である。

3. 予定損益計算書に関する注記

特記事項なし。

4. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

(1) 重要な非資金取引について 該当なし。

5. セグメント情報に関する注記

公共下水道事業会計は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を運営していることから、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の2つを報告セグメントとしている。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	浜田市街地における、し尿・生活雑排水等の処理
特定環境保全公共下水道事業	国府地区、旭地区、三隅地区における、し尿・生活雑排水等の処理

(単位：千円)

	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	合 計
営業収益	供用開始前のため	97,758	97,758
営業費用	計上なし	460,594	460,594
営業損益		△ 362,836	△ 362,836
経常損益	0	29,086	29,086
セグメント資産	522,406	7,327,798	7,850,204
セグメント負債	448,829	6,165,891	6,614,720

6. 減損損失に関する注記

(1) 減損の兆候について 該当なし。

7. 重要な後発事象に関する注記 該当なし。

8. その他の注記

(1) 賞与等引当金の目的使用による取り崩しについて
 当事業年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払いを行うため、賞与等引当金3,482千円を取り崩す。

令和5年度 収益の収入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 下水道事業収益	570,572	△ 2,700	567,872		
(2) 営業外収益	443,792	△ 2,700	441,092		
2 他会計補助金	303,592	△ 2,700	300,892		
				他会計補助金	△ 2,700

支 出

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 下水道事業費用	571,587	△ 2,700	568,887		
(2) 営業外費用	51,870	△ 2,700	49,170		
1 支払利息及び 企業債取扱諸費	44,170	△ 2,700	41,470		
				企業債利息	△ 730
				一時借入金利息	△ 1,970

令和5年度 資本の収入及び支出明細書

収 入

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 資本的収入	412,787	△ 3,000	409,787		
(1) 国庫補助金	114,499	△ 1,500	112,999		
1 国庫補助金	114,499	△ 1,500	112,999		
				国庫補助金	△ 1,500
(4) 他会計出資金	107,388	△ 1,500	105,888		
1 他会計出資金	107,388	△ 1,500	105,888		
				他会計出資金	△ 1,500

支 出

(単位：千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金 額
1 資本的支出	649,886	△ 3,000	646,886		
(1) 建設改良費	266,566	△ 3,000	263,566		
1 管渠費	161,870	△ 1,000	160,870		
				委託料	△ 1,000
2 処理場費	104,696	△ 2,000	102,696		
				委託料	△ 2,000

同意第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

住 所	(省略)
職 業	地方公務員
氏 名	中 川 伸 二
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	地方公務員
氏 名	和 田 充 磨
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	無 職
氏 名	外 浦 和 夫
生年月日	(省略)

(参 考)

前任者 中 川 伸 二 (令和 6 年 6 月 30 日まで)
森 下 孝 生 (令和 6 年 6 月 30 日まで)
渡 邊 敏 明 (令和 6 年 6 月 30 日まで)

任 期 3 年

根拠法 人権擁護委員法第 9 条